

情報化の進展と生涯学習の方法に関する 研究の課題と展望

清 原 慶 子
(東京工科大学)

1. 情報化の進展と多メディア、多チャンネル時代の到来

いよいよ21世紀を間近に控えた日本では、人口学的には少子高齢化の急速な進展が指摘されるが、同時に電子工学・情報通信技術の革新による情報化の進展が著しい。一方で、少子高齢化が人々に生涯にわたる学習の必要性和新しい課題を提起するとともに、他方で情報化の進展が、生涯学習に関する課題を提起してきている。

(1) 情報通信基盤の整備状況

特に、注目されるべきは、情報環境の変化と具体的に利用できる情報メディアの多様化である。国の政府では、情報化の推進を重要施策として位置付け、内閣総理大臣を本部長とする「情報化推進本部」を設置している。郵政省の情報通信政策の推進状況に関する報告によれば、現状では、下記のような情報通信基盤の現況にある。(注1)

- ① 加入者系光ファイバ網は2000年で20%という当初の目標に対し、10年度末で27%を達成している。全国整備の2005年への前倒しに向けての支援がなされている。
- ② 地上放送のデジタル化については、関東・近畿・中国圏で2003年末までを目途に本放送が開始される予定であり、他地域では2006年末までを

目途にしている。現行アナログ放送の終了時期の目途は 2010 年とする。

- ③ 携帯電話の全国整備については、過疎地の整備を進め、2003 年に 95% 程度とすることを目標とする。道路トンネルでも、2003 年に 50% 程度の整備率を目標とする。
- ④ ケーブルテレビに関しては、2005 年には自主放送ケーブルテレビ施設の幹線の光ファイバ率を 100% として、ケーブルテレビを活用したインターネットサービス等を提供するとともに、2010 年にはすべてのケーブルテレビをデジタル化する。
- ⑤ 次世代携帯電話については 2001 年に実用化する。
- ⑥ 2001 年までに現在の 1000 倍以上の速度で信頼性の高いインターネットを実現する。
- ⑦ 2002 年までに、光ファイバ網とシームレスな接続が可能なマルチメディア移動通信システムを実現する。
- ⑧ 1999 年度から 2005 年までに 3000km 程度の通信ケーブル地中化の実施を目標とする。

以上のような、情報通信基盤のデジタル化・高度化の進展は、メディアとしては、いわゆる通信と放送の融合による新しい形態を具体化してきている。たとえば、映像サービスは従来、テレビ放送や映画、ビデオによるものが主流であったが、テレビ電話や圧縮技術の革新による電気通信回線を利用した映像伝送も具体化してきている。光ファイバ化等情報通信基盤の広帯域化により、パーソナル・コンピュータは、ますます単体として情報処理をする機器というよりも、メディアとしての機能を高めてきているのである。

(2) 放送の多チャンネル化とインターネットの急速な普及

メディアの多様化の中でも、特に注目しなければならないのは、放送の多チャンネル化とインターネットの急速な普及である。放送メディアについては、地上放送のデジタル化を待つ前に、多チャンネル化が進んできている。1999 年 3 月現在の契約者数を見てみると、NHK の BS 放送 2 波の契約者は約 946 万、民間の BS 放送 WOWWOW は約 253 万、CS 放送のディレク TV は約 25 万、スカパーフェクト TV は約 253 万である。これらの放送については、自らアンテナや受信機を設置して利用しているものもいるが、最近

ではケーブルテレビに加入して、多チャンネルのテレビ放送を利用する場合も増加している。ケーブルテレビへの加入者は、1993年度末には約242万世帯であったが、1997年度末には、672万世帯であり、毎年30%の増加率を示してきている。

ところで、近年最も注目されるのがインターネットの急速な普及である。1999年7月に発行された『インターネット白書』によれば、世界のインターネットのホスト数は、1999年1月現在で世界で4,323万台と言われ、アメリカが2100万台で第1位であるが、日本は第2位で169万台である。しかし、ユーザーの全人口に占める普及率は、1位がフィンランド、2位がアメリカ、3位がノルウェーで、日本は23位である。とはいえ、ユーザー数で言えば、約3600万人で国民の30%に達している。1999年6月に公表された郵政省『通信白書』第1章「特集 インターネット」によれば、1998年度の日本のインターネット普及状況は、企業普及率80.0%、事業所普及率19.2%、世帯普及率11.0%で、利用人口を1,694万人と示している。特に、注目したいのは、日本における主な情報通信メディアの世帯普及率10%までの所要期間に見られる、インターネットの普及率の急速性である。電話は76年を所要し、携帯電話・自動車電話でも15年であるのに対して、インターネットはわずか5年であった。(注2)

2. 生涯学習の方法に関する研究の動向

(1) 生涯学習の方法に関する研究の動向

このような多メディア化、多チャンネル化の進展の中で、生涯学習の方法に関する研究も重要な課題に直面している。それは、生涯学習を支援する手段としての情報化についての研究の必要性でもある。それでは、これまで生涯学習の方法に関する研究はどのような特徴を示してきたであろうか。

学会員にとって身近な生涯教育学会年報を見てみると、「生涯学習の方法」については、決して大きく重点が置かれてきたわけではないと言えるであろう。1970年11月に創刊された「日本生涯教育学会年報」のこれまでの19号を振り返ると、生涯学習の方法に関する論文はどのくらい書かれているだろ

うか。所収されている論文数 294 本（巻頭言・会員寄稿を除く）のうち、生涯学習の方法に関する措呈される論文は 31 本である。（注 3）

日本生涯教育学会編『生涯学習事典』（東京書籍・1990 年）においては、「12 生涯学習の内容と方法」が全 18 章のうちに収められている。具体的な項目としては、生涯学習の方法、学習機会、学習プログラム、体験学習、放送利用学習、社会通信教育、学習メニュー方式、学習契約、アウトリーチ、ディリバリーシステム、ホームランニング、ホームスタディプログラムの 12 項目が挙げられている。（注 4）

1971 年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」で分類されている「方法の現状」が現在までひとつの有効な分類として機能して来ているといえることができる。

ア) 学習形態

集合形態 1) 集会形態：講演会、音楽会、映画会

2) 集団形態：グループ、学級・講座、青年の家の宿泊訓練

個人形態 1) 個人学習：図書・雑誌・放送の学習媒体利用

2) 個人の施設利用：図書館、博物館、展示会

イ) 学習方法・媒体

方法：講義、講演、各種の討議法、読書、実習・実験、展示、劇化、見学、調査、資料の自作、スポーツの練習・競技

媒体：印刷媒体、映画、スライド、各種の視聴覚媒体（オーバーヘッド・プロジェクター、録音機、ラジオ、テレビ、VTR 等）

以上は「社会教育の方法」として提示されているものであるが、生涯学習の場合は、「自発的学習」を重視する概念であるから、さらに個人学習への対応が必要とされてきている。

一般に、生涯学習の形態は学習の場における人数に注目して、個人学習、集団学習、集会学習の 3 つに類型化されている。伊藤俊夫は、個人学習とは、「個人がある学習目的を達成するために、意図をもって計画的継続的に主として学習媒体を用いて、『ひとりで』学習する形態」であり、集団学習とは、「成員同士お互いに知り合いの関係にあって、参加者全員が相互作用しながら行われる学習」であり、集会学習とは、「多くの学習者が一堂に会してい

るが、お互いに未知の人たちの集まりであり、相互作用もなく、むしろ学習者は一人一人が、講師・講演者等とのみ心理的に結合し、学習を進める形態」というように定義している。(注5)

この分類をみても、学習の形態は先の社会教育の方法と大差はないが、当然、生涯学習の目的と内容と密接な関連性を持ってくるので、伊藤は、生涯学習の方法として、学校教育、社会教育における学習方法を含めて、大きく4つのモデルを提案している。(注6)

① 伝達モデル1 (フィードバックなし)

このモデルは、確実な知識や技術を身につけるという目標をもちながらも、あえてその場や、その学習機会提供者に疑問などをぶつけることなく、他の学習機会を利用して、自ら確実性を高めようとするタイプ。

② 伝達モデル2 (フィードバックあり)

このモデルは、上のモデルとはやや異なり、疑問点を晴らしたり、誤った理解などを訂正されることを、その学習機会提供者に期待しているモデル。

③ 評価モデル

このモデルは、「伝達モデル2」の一つと考えることができるが、評価されることを期待して、学習する方法のモデル。

④ 態度形成(変容)モデル

このモデルは、どちらかといえば、確実な知識・技術の修得をめざしているものではなく、以前と異なった自分をつくるというところに目的があり、必ずしも理解などの正しさが重要視されるわけではない。

伊藤は、「ここで示した四つのタイプ・モデルは大きな枠組みとしてのものであり、さらに細かく分類整理する必要がある。それについては、今後検討すべき課題である」と指摘しているが、生涯学習の方法について、コミュニケーション過程としての学習過程に注目したひとつのモデルとして、情報化社会のなかで一定の意義を有するものと評価できる。

(2) 学習方法の基礎としての学習プログラム研究

岡本包治は、先述の『生涯学習事典』において、「学習プログラム」を、「学習者が学習を進めていくのを援助していくため、学習援助者側が中心となって設定する援助計画の全過程を一定様式におさめた予定表のことを学習

プログラムという。また学習者たちが自らの手でこれを立案することもある」としている。(注7)

学習プログラムの作成は、学習者の学習要求を生かしながら、必要な学習内容を提示し、学習の場や適切な指導者を確保する取組みである。岡本は、構成要素として、①学習者、②学習目標、③学習内容、④学習方法、⑤学習資料(教材)、⑥学習用具(教具)、⑦指導者、⑧学習時期・期間・時間・時刻、⑨学習場所、⑩必要経費などを挙げている。また、その手順としては、①学習者の明確化、②学習要求の把握、③学習目標の設定、④要求項目の整理、⑤学習必要課題の設定、⑥学習課題(内容)の選定、⑦学習課題(内容)の配列の決定、⑧学習方法の選択、⑨学習資料・用具の選定、⑩指導者の活用、⑪学習形態の決定、⑫学習課題名・事業名の工夫を指摘している。(注8)

従来、生涯学習事業は、その実施にあたって、生涯学習に関する詳細なプログラムを作成せずに行われることも少なくなかった。岡本を初めとする生涯学習の研究者が、生涯学習事業におけるプログラムの必要性と具体的な事例を示すとともに、その作成過程で、総合行政として、教育委員会を中心とする生涯教育行政部門と首長部局の連携を促したり、学習者との協働によるプログラム作成を提起し、推進した功績は大きい。

(3) 学習メニュー方式提案の意義と問題解決学習としての生涯学習

学習メニュー方式は、山本恒夫「生涯教育体制と社会教育施設」(国立社会教育研究所編『生涯教育の理念と展望』1984年)で初めて提唱され、群馬県生涯教育センター建設基本計画策定委員会で山本が提案し、群馬県が太田市で1986年度から7年度にかけて、実験的試行を行ったことで具体化した方法である。

山本恒夫は先に紹介した『生涯学習事典』において、自ら「学習メニュー方式」とは、「利用可能なあらゆる学習機会を学習メニューとして学習者に提示し、その中から、学習者が自らの学習要求や学習条件に合う学習機会を選択して自らの学習メニュー(プログラム)を作成する学習方式」と定義付けている。そして、展開方法としては、①学習機会についての情報を収集する。②その情報を学習領域にしがって分類・配列し、学習メニュー一覧を作

成する。③それをメニューブック化する（またはコンピュータに入れる）。④学習メニュー方式による学習が可能となったことを学習者や学習希望者に知らせ、学習援助を開始する。⑤学習者はメニューブックを利用して、自分の学習メニュー（プログラム）を作り、学習を始める。⑥学習上の問題点については学習相談を行う（学習者のグループワークも効果がある）。⑦評価は自己評価を中心として行い、最後にメニューの消化を申告してもらう、というような過程を示している。

生涯学習の理念である「自発的意志に基づいた学習」を実現するためには、行政等が用意した生涯学習の機会を受動的に享受するのではなく、各自が自らの問題意識を前提に、それに適合的な学習の過程を選択し、創造し、開発して、実行して行くことが望まれるのである。そこで、こうした学習メニュー方式を実現していくためにも、学習情報の整備が必要とされている点に注目する必要がある。

その後、山本は、生涯学習を学習する側から見る場合、「生涯学習は生涯を通じて一定の活動により意識や行動様式を変容する過程」ととらえることができる、と指摘する。山本は「学校教育における教育方法は、学習過程に焦点をあてながらも、教育をする側の方法を問題にしているし、社会教育の方法も学習を援助する側から教育・学習の方法を問題にしている」のに対して、「生涯学習の方法を問題にするということは、このような学習で用いられる学習方法を、学習する側からみることを意味している」と位置付けなおしている。そこで、「生涯学習の方法という場合には、これをある人の生涯の中で、さまざまな問題を解決するために行われる学習の方法」というように、問題解決の脈絡の中に位置付けている。（注9）

そして、「問題解決の中の学習と学習方法」の関連を示している。これは、問題解決過程を状態推移としてとらえるモデルに基づき、問題の自覚から、現状の把握と分析、問題解決の目標設定、問題解決策の探索と確定、問題解決手順の決定、問題解決の実行、評価というステップを踏まえ、それに即応した学習の必要性の自覚、学習目標の設定、学習情報の収集、学習メニューの作成、学習の展開、学習の評価、という学習との関係を示したうえで、問題解決技法と学習方法を関連付けようとしたものである。

山本は、こうした説明の過程で、実際には問題解決技法と学習方法の強い

類似性、関連性を示すこととなり、結果として、この二つを区別する必要性はないように見えるが、これについては、今後生涯学習の研究が進み、両者を統合した新しい生涯学習の方法が提唱されるまで待つことにしたい、としている。(注10) この見解は、生涯学習の方法に関する現時点までの一定の到達点と評価することができる。

以上、見てきたように、生涯学習の方法に関する研究は、学習プログラムの研究にしても、学習メニュー方式の研究にしても、行政担当者や学習者の生涯学習に関する取組みの実態に即して行われているとともに、その研究が生涯学習の現場において具体的な提言としての機能を果たしてきたと評価できる。

3. 情報化の進展と生涯学習の方法の関係

(1) 情報化の進展と生涯学習の3つの関連性

さて、生涯学習における個人学習が重視されるにつれて、それを支援する学習媒体としての情報メディアへの注目も増してきた。さきに見たように、日本生涯教育学会の年報でも、生涯学習に関わる論文には、生涯学習を支援する生涯学習情報提供システムや放送大学に関するものが含まれている。すなわち、生涯学習を開始するために、生涯学習に関する情報が必要であるし、その過程においても継続するための情報が必要である。また、個別課題に即した教材を利用する上で情報メディアが意義を持ってくるし、さらに何らかの阻害条件を克服する可能性を情報通信が持っているとも言える。

生涯学習と情報化の関連性は、3つに分けて考えることが有効である。それは、①生涯学習の契機としての情報化：すなわち知識や情報が陳腐化しやすい「情報化」の時代を生きるために、広い分野にわたる「生涯学習」の必要性があること、②生涯学習の内容としての情報化：「情報化」の時代を主体的に生きて行くために、変動速度が速く、専門性が高い「情報化」の内容そのものについて学ぶ「生涯学習」の必要性があること、③生涯学習の方法としての情報化：多様化する「生涯学習要求」に応じた多様な支援を実現するための「情報化」技術・メディアの活用、という三つを基本的な関係とし

て整理することができる。(注 11)

ところで生涯学習過程は、人間のコミュニケーションの視点から捉えるとき、基礎的には対面的な複数の人間によって成立する基本的な人間関係の一つということができる。そして情報化は、人間のコミュニケーションの視点で捉えるならば、多メディア化、多チャンネル化、コンピュータ化、ネットワーク化という傾向を強めていくという特徴をもつ。そこで、両者を上記の①②の関係で捉えるとき、現代に生きる人々は、多メディア化や多チャンネル化の中で増大する情報量に翻弄される事なく、むしろ、より主体的にそれらを活用する態度と知識を身につけることが生涯学習の内容として求められることになる。

本稿では、情報化を主として生涯学習の方法として吟味することが焦点となるが、情報化を生涯学習の内容として考察するにしても、方法として考察するにしても、実はそれらは相互に密接に関連し合っている。内容として情報化について学ぶことを通じて、生涯学習の方法として情報メディアの活用の在り方が想像できるようになるし、方法として情報機器やメディアを使うことを通じて、それらについての知識を得たり、さらに応用について考えるというように学習内容とする機会を持つことができるようになる。

(2) 生涯学習の方法としてのメディア利用の効果

そこで、生涯学習の研究課題というだけでなく、社会的課題となっているのが、生涯学習と情報化のこうした関連性を、具体的に実践できるための条件整備ということになる。今後、マスメディアからマルチメディア、インターネットへと主たる生涯学習メディアが移行しようとしているとするならば、利用する人々が、双方向性等のメディア特性を生かして、それぞれの学習過程において、受動的な立場から、より能動的なメディア利用者、学習の表現者へと転換するものである必要がある。

また、両者を③の関係で捉えるとき、人々は、生涯学習の有意義な実践のために多メディア化、多チャンネル化、コンピュータ化、ネットワーク化といった情報化の特徴を活用するということになる。生涯学習にメディアを利用することの効果は、具体例は後述するが、教育機会の利用に際しての空間的(場所的)制約条件の克服、時間的制約条件の克服、個人の学習進度への

適合性の向上、遊びの要素も加えた創造性を醸成する機会の提供、国際的なネットワークの利用による国際性の涵養など、が挙げられる。

(3) 生涯学習におけるメディア利用の類型

生涯学習におけるメディア利用の利点を生かす具体的な実践例を、これまでの取り組み事例を中心に考察すると、大きく4つの類型に分けることができる。

すなわち、①データベース等による学習情報の提供、②遠隔学習、③学習内容の提供、④インターネット等を使いながらのメディアそのものについての学習、といった類型である。

① データベース等による学習情報の提供の事例

これについては「生涯学習情報提供ネットワークシステム」の取り組みがある。すなわち、文部省が昭和62(1987)年度から都道府県を対象にして補助事業として推進してきたもので、主として生涯学習の機会情報を中心にした情報提供システムである。これまでほとんどの自治体で整備されてきており、当初は、生涯学習の学習相談員が学習相談の支援として、学習機会、学習施設、学習教材、指導者等の情報を検索するために作成され、パソコンや大型コンピュータを活用したデータベースとして整備されてきた。技術革新の進展と、学習者の学習ニーズの個人化等を背景として、1996年度以降は、生涯学習情報提供システムの高度化が検討され、「まなびねっとシステム」としての統合が図られてきている。たとえば、マルチメディア化等の新しい技術の導入による動画も含む方向性や、都道府県の横断的な利用のあり方、運用や組織面での改善、人材・運用体制の育成等が課題になっている。

1997年3月には、全国生涯学習情報センター機能に関する調査研究協力者会議が『都道府県生涯学習情報提供システムの高度化方策について(審議のまとめ)』を提出し、大型コンピュータの活用とパソコン通信の段階を経て、利用者の視点に立ったインターネットの本格的活用へと移行する方向性を提示している。

② 遠隔学習の事例

これについては、利用するメディアによって、たとえばラジオ・テレビ等の放送を利用するもの、通信衛星や光ファイバーケーブル等高速の情報通信

ネットワークを活用した双方向性のあるもの、CD-ROM等コンピュータ・ソフトといったパッケージソフトとファックスやパソコン通信による複合的なもの、などがある。1995年度、文部省は「新教育システム研究研究委員会」を設置し、光ファイバ通信による映像伝送とマルチメディア・データベースを利用した、600人規模の参加者のあった2会場を結んだ遠隔シンポジウムと、通信衛星を利用した同規模の遠隔シンポジウムの実験を行っている。96年度は、30人規模の3会場を結んで、映像やマルチメディア・データベースを利用した遠隔学習の実験を行った。さらに、97年度は、簡易型のテレビ電話システムを利用して10人規模のサークルを全国的に5地点を結んで交流するという実験を実施し、大規模会場間でのサポートの人手を必要とする実験から、小規模会場間で学習者が自力で行う実験へと実践を蓄積してきている。

③ 学習内容の提供の事例

これについては、従来から、16ミリフィルム、スライド、OHP、ビデオ教材を利用する視聴覚教育の実践は行われてきたが、最近では、コンピュータを活用したCAI（コンピュータ・アシステッド・インストラクション）や、愛知県岡崎市でケーブルテレビ・ネットワークを利用して実験が行われている、オンデマンドの映像教材配信の事例がある。

1995年8月10日に公表された生涯学習審議会社会教育分科審議会教育メディア部会『時代の変化に対応した地域における教育メディア利用の推進体制の在り方について（報告）』では、「教育メディアも、主役の座は16ミリ映画からビデオに移り、そのほか、CD、ビデオディスク、コンピュータ、CATV、衛星通信・衛星放送等の登場により、多様化している」と明確に指摘している。さらに、「マルチメディアの登場」と言う項目を設定し、「近年登場したマルチメディアは、文字、音声、映像などの多様な情報の選択や組み合わせが可能であること、一方的な情報伝達にとどまらず、双方向性を有することを特徴とし、人々の学習ニーズの高度化、個別化、多様化に対応し、効果的な学習を可能にするとともに、今後は通信ネットワークと組み合わせることにより、学習者が時間や場所を自由に選択できる学習の方法・手段を提供することが可能となるなど、大きな期待が寄せられている」と指摘している。

④ インターネット等を使いながらのメディアそのものについての学習の事例

インターネットやパソコン通信を授業中に活用したり、個人学習に情報源として利用する例が増えているが、このことは、国際的な視野が広がると同時に、実際に楽しみながら情報を集めたり利用することを通して、メディアそのものについて学ぶ契機ともなっている。

エレクトロニクスと電気通信技術の革新は、例えば、コンピュータ通信の電子メールによる国際交流や、インターネットを利用したオンラインの教育活動の実践、テレビ電話やテレビ会議システムの利用による遠隔授業の事例など、国内のみならず国際的なコミュニケーション活動の支援手段をもたらしてきている。さらに、CD-ROMの活用等によって、映像と音声データを情報と双方向的に結合するような、いわゆるマルチメディア利用の可能性が拡大し、ケーブルテレビによる多チャンネル化等とあいまって、知的刺激の形態を多様化してきた。

実際に行けない極地や宇宙や深海の映像を再現するメディアの利用も有効だが、ハンディキャップや地理的要因から移動困難な人の移動を代替する手段としての通信の役割を生かすことも有用である。自ら得た情報を加工し、編集し、総合的にまとめるための映像メディアやコンピュータの活用は、学習成果を発信する力を増す可能性を持つことを重視したい。

(4) 生涯学習とメディアに関する政策形成と研究者の参加

最近の生涯学習とメディア利用をめぐる国の基本政策の形成過程を見ると、生涯学習審議会の部会であっても、情報提供システム整備に関する研究協力者であっても、あるいはマルチメディアを活用した新教育メディア開発の研究会であっても、岡本包治、山本恒夫、高桑康雄、平沢茂、清原慶子といった生涯教育学会のメンバーが参加している。

生涯教育の研究者はまた、国が主催あるいは後援する生涯学習における新しいメディアの利用に関する研修機会の講師として、あるいは自治体における生涯学習計画の立案や、生涯学習センター等での生涯学習の方法とメディアに関する研修事業や学習機会の実行の場面でも参加している。

生涯学習の方法に関する研究でもそのような実践との密接な関連性が見られたが、技術革新の急速性の中で、新しいメディアの生涯学習の場での利用

の在り方についても、研究者の現場での行政や学習者との協働の取組みや、政策形成における国や自治体の担当者との協働の取組みが必要であり、それがなされていることが伺える。メディアの社会的影響については、利用しながら検証することを余儀なくされているので、研究と実践、そして政策形成における学習者、行政、さらには民間と、研究者との協働の取組みはきわめて重要である。

4. 情報化の進展に伴う生涯学習の展望と生涯学習の方法をめぐる課題

(1) 高齢者や障害者をめぐる問題が提起する生涯学習の方法をめぐる課題

厚生省の発表によれば、1999年、日本の人口に占める65歳以上の高齢人口は約17%である。1995年の厚生省「国民生活基礎調査」によれば、高齢者世帯は全世帯の13.8%を占める。そもそも、一世帯当たりの人数は減少傾向にあり、一世帯あたり2.91人と1953年の調査開始以来最低であることとあいまって、世帯数そのものは20年前に比べて約1.2倍に増えている。その中で、高齢者世帯は約3.5倍に増加しているということで、急激な増加が示されている。したがって、全国約4千77万世帯のうち、高齢者世帯は約561万6千世帯になっている。厚生省人口問題研究所の推計によると、高齢者人口は今後も増え続け、終戦直後の第一次ベビーブームに生まれた世代が70歳代になる2021年にピークが訪れ、高齢人口が3,275万人に達するということである。

『高齢者白書1995』（全国社会福祉協議会）によれば、65歳以上の高齢者の約2割が歩行に困難を感じており、入浴や外出に困難を感じている者も1割いるということである。その他、いわゆる「老眼」のように、視覚的な機能低下により、電気製品等の操作上の困難、商品の識別の困難、新聞・雑誌等印刷文字の読みとりの困難等の訴えが少なくない。同様に、聴覚機能の低下による困難も指摘され、テレビや映画の音声の聞き取りにくさも指摘されている。高齢者は、このように中途障害者として、高齢になって身体的な障害に直面し、それを受容し、障害を克服するための課題に直面することにな

る場合が少なくないと考えられる。

一般に、高齢期の男性については、雇用者の場合、定年退職と同時に社会との関わりが断絶し、自己の存在意義を見失いがちであることが指摘されている。高齢期における時間的なゆとりを生かして何らかの活動を始めたいとの意向があっても、その具体的な方法を見いだせないという問題が提起されている。高齢者、障害者が、それぞれの力を社会的に発揮することを通して、自己実現を果たし、生き甲斐や生活の質的な充実をはかることにもつながるのである。したがって、高齢者が生涯学習を含む多様な社会参加を実現するための条件整備が不可欠である。

(2) 情報アクセス権の保障と「情報バリアフリー」の必要性

情報通信の発展は、パソコンやコンピュータ・ネットワークを日常的な場で普及させてきている。そのことは、生涯学習をはじめ生活面で影響を与えてきている。したがって、情報の入手や、情報メディアの利用において相対的に不自由を感じる人と、自在に操れる人との間に格差が生じてきている。情報化の進展は、本来、情報基盤の整備によって地域の条件によらず情報アクセスが保障され、地域格差を解消するとの期待があった。しかしながら、現状では地域格差は解消されるというよりも、むしろ顕在化されてきている。さらに、利用者の視点に立つとき、指摘できるのは、情報メディアの利用における、世代差、性差、職業差、能力差という問題点である。それは、単に情報メディアについての操作における差が生じていると言うことを意味しない。情報メディアに接触する機会に見られる差や、情報メディアを利用する際にかかる端末や回線利用料等を負担する経済力に関する格差も問題になる。たとえば、インターネットを誰もが必要な時に利用するためには、少なくともほとんどの人が低廉な料金でネットワークインフラやアプリケーションを利用できるような条件整備が優先されなければならない。

情報アクセス権を保障する社会づくりが必要と言っても、現状では、価格面でも、操作面でも、必ずしも新しいメディアを利用した発信や利用が容易ではない。そこで、改めて確認しなければならないのは、移動に障壁がない施設づくり等を「バリアフリーのまちづくり」ということと同様に、情報の発信と利用においても、障壁のない「情報バリアフリー」を保障することが

求められているということである。(注12)

具体的には、視覚障害、聴覚障害、四肢障害等障害の部位を問わず、それぞれの必要に応じて、情報利用が容易に可能になるような、技術的支援や、サービス実施や利用における制度的支援などが検討され、実施されなければならない。既存メディアでいうなら、文字・字幕放送、音声多重放送、端末の操作性の向上、端末や回線利用料金の低廉化、情報通信を活用した生活面での多様なサービスの実現等が十分推進される必要がある。

生涯学習の過程においても、生涯学習という基本的なコミュニケーション過程において、情報バリアフリーが配慮されなければならない。そのためには、新しい情報メディアを生涯学習機会において有効に活用するための条件整備が必要であるし、情報や情報メディアについての学習を内容とする学習機会の設定や、それを指導できる人材の発掘や育成が必要である。そして、高齢化がますます進展する今後は、高齢者・障害者を分けた学習機会を設定すると言うよりは、高齢者・障害者と若い世代や健常者が共に学び合い、共通の課題を共有するような学習機会の設定が有効であり、そのための研究が喫緊である。

(3) 情報活用能力（メディアリテラシー）の必要性とメディア教育

情報化の進展は多くの新しいメディアの台頭をもたらし、人々の情報環境を急速に変化させて来ているにつれ、社会全体の課題として、メディアに関する知識・技能やそれを獲得するための教育の必要性が指摘されてきている。情報化に関する問題が指摘されるたびに、その有力な解決手段に「教育」が指摘されている。しかしながら、情報技術の革新やそれに伴う社会変動の速度が急速であればあるほど、メディアや情報化に関する教育は学校教育の場でのみ強調される課題ではない。むしろ、学校教育を受けることができない年齢層を含めて、学校教育以外の場合での、実効性のある教育・学習機会が必要であるところに、現在の生涯学習の課題が存在する。

現在の新しいメディアは、主としてコンピュータと電気通信技術の革新により、情報の収集、加工、編集、処理、記録、蓄積、伝送、再生、提示などの、それぞれの情報過程において、既存のメディアには見られなかったような革新性を持ってきている。現在「マルチメディア」と総称されるように、

音声、映像、文字、図形、データ等を、ネットワークを通じて、国際的な規模で瞬時に伝達し合うことが、相対的にかなり容易に実行されるようになっている。コンピュータを含めたメディアリテラシーの獲得が一般的な課題として浮上してきている。

広義のメディアリテラシーとは、情報を収集し、目的や状況に対応して選択し、加工し、比較し、分析し、総合的な判断を下し、自らもオリジナルな情報を発信することができる能力である。したがって、メディアやコンピュータの専門教育を指すのではなく、人間の基本的な能力の一つであるとされてきた文字の読み書き能力と同様に、情報社会に生きていく人間にとってもう一つの基本的な能力と位置づけることができるが、その実現方法が緊急課題である。

狭義のメディアリテラシーは技術革新と共に陳腐化するおそれもあるが、現代的なメディアリテラシーは、むしろそうした変化に対応していける能力といえる。現状は、日常的に各種映像メディアが氾濫しているが、このメディアの過剰のなかで、人間はメディアを客観的に正しく評価し、不用意に受容することを避ける力を身につけ、翻弄されない能力を身につけることが必要である。このような教育は「メディア教育」と呼ばれているが、視聴覚教育、教育工学の分野での研究が先行しており、生涯学習分野での研究は十分開拓されていない。

筆者は「メディア教育」とは、メディア特性やメディアによるコミュニケーションについての知識を提供し、メディアの利用方法に関して教えることを通して、個人の情報処理能力を高めるとともに、主体的、創造的に情報処理を行う態度を培うものであると位置づける。大切なことは、メディア教育とはメディアの利用方法のみを教えるものではないということである。コンピュータの場合でも、その操作ができるに越したことはないが、むしろ、コンピュータの特性を知り、考え、社会的な機能や問題点に配慮して、主体的に利用する態度を培う事が重要なのである。

(4) 情報化の進展に伴う新たな社会問題への対応と生涯学習

生活の情報化が進展するにつれて、それまで、企業を初めとする産業界や行政において進展してきたネットワーク化が、日常生活の広い範囲で展開し

ている。したがって、受信者を選ばない猥褻情報を青少年が家庭用端末で簡単に受信できたり、商取引やプライバシーに関する情報へのアクセスが不正になされたり、データが改ざんされたりすることが発生している。つまり、情報メディアやネットワークを活用して情報を扱うことが増加するにつれて、他者のプライバシーの侵害や違法行為、犯罪が大きな問題となっている。

新しい社会問題の顕在化と同時代を生きる私たちは、考えつつ学習するということになる。解答のある、テキストのある、マニュアルのある問題ではないのである。したがって、多くの人々が参加しながら、コミュニケーションを果たしつつ、望ましい解決の方向を考えていくことが必要である。

1999年5月には、国の情報公開法が成立したが、既に、国の行政情報化推進計画は1995年にスタートしている。従来の紙による情報処理から通信ネットワークを駆使した電子化された情報の処理への移行を実現することを目標にしている。1995年度から99年までの間に、霞ヶ関WANの整備、行政事務の総合的な情報システム化、行政情報の電子媒体による提供、申請・届出等の電子化・オンライン化等の実現が達成されている。

新しいメディアは、従来のメディアに比較してより双方向的で人間的な情報伝達手段である。人間のコミュニケーションの基本的な形態は会話である。人と人とが直接出会って、言葉によるよらないに関わらず、メッセージを交換し合うこと、これはたとえば教育においても基本的な形であり、日常生活の基礎的なあり方だと言える。けれども、今後は、エレクトロニクスと電気通信技術の革新により、例えば、コンピュータ通信の電子メールによる国際交流や、インターネットを利用したオンラインの教育活動の実践、テレビ電話やテレビ会議システムの利用による遠隔学習の事例など、国内のみならず国際的なコミュニケーション活動の支援手段がもたらされてくるだろう。

マスメディアの時代においては、情報の送り手から利用者に一方的に送られていた情報を、オン・デマンド、すなわち利用者の必要な時間に随時に、即時に送ることや、テレビ電話という映像による新しいコミュニケーションのあり方を検証したり、ネットワークを活用したショッピングや金融機関・医療機関の利用をはじめとする契約や金銭的处理等のありかたも検討課題である。改めて、利用者からの情報発信のありかたなどが模索されなければならないだろう。(注13)

マルチメディアが家庭生活や地域社会に普及し、有用な機能を果たしていくためには、さらに多面的な調査研究が必要であり、技術革新や利用形態、利用方法の工夫や改善が必要である。利用者である私たちがその主体的な取り組みができるような生涯学習が期待される。新しい情報メディアの持つ可能性を実現し、個人の尊厳とプライバシーを保障する社会を作っていく知恵と工夫が生涯学習の課題なのである。

(5) インターネットと生涯学習をめぐる課題

筆者は郵政省・文部省共催で設置された「教育分野におけるインターネットの活用促進に関する懇談会」の委員として参加したが、1998年6月に報告書が提出された。「子どもたちがもっと自由にインターネットを使えるために」と言う標題の報告書が提出されて以降、文部省は、具体的に2001年までにすべての公立学校にインターネットを接続する施策を進めているし、郵政省も通信事業者による学校インターネット利用に関する特別の料金制度の取組みを奨励している。新学習指導要領に示されている小学校における「総合的な学習の時間」、高校での情報科の新設など、学校教育で導入と活用に伴う課題が顕在化してきている。

インターネットが学校教育に与えるインパクトは、生涯学習の視点から、どのように対応するべきかは緊急な課題である。なぜなら、インターネットは個人学習の方法として、問題発見・問題解決の学習方法を支援するものとして有力性を持っているからである。具体的には、学習者にとっては、生涯学習情報のデータベースとの接点として、多くのコンピュータと接続することによる豊富な教材との接点として、さらには電子メールや電子会議、メーリングリストの活用による双方向でのやり取りの実現など、生涯学習での利用の可能性は大きい。だが、まだ研究は端緒についたばかりである。コミュニケーション手段としてのインターネットの意義を学ぶことを含めて、幅広くコミュニケーション能力を培う機会を整備することが必要である。あらかじめ用意された教材ではなく、学習者が自ら求め、やりとりして集める教材の在り方について考える必要がある。さらに、学習機会において回線利用料金のかかるインターネットを利用する場合の費用負担のあり方の問題や、電子ネットワークにおける著作権の問題など、今後、生涯学習の方法の観点か

ら、研究の重要課題として取組むべき課題もある。(注14)

以上、概観してきたように、情報化の急速な進展と社会生活への浸透は、生涯学習の方法についても大きなインパクトを与えてきている。それは、生涯学習の内容としても意義を持ってきたことは冒頭にも述べた通りである。今後の一層の研究の広がりや深化が望まれる。

(注1) 郵政省通信政策局『情報通信政策の推進状況—情報通信高度化中期計画・情報通信 21 世紀ビジョンフォローアップ報告—』1999 年 5 月

(注2) 郵政省『通信白書』第1章「特集 インターネット」1999 年 6 月, 2 頁

(注3) 筆者の観点から生涯学習の方法に関する論文として分類できるものは下記のとおりである。第1号:「放送大学と生涯学習」(古賀寿)「青年教育におけるグループ活動の効果」(芳川弘)「大学通信教育の成立と構造」(奥井晶), 第3号:「集団宿泊学習の効果に関する一考察」(押谷由夫), 第5号:「マスメディアの発達と情報処理学習」(市川昌)「高齢者の放送利用学習」(南本長穂)「婦人問題と放送利用」(三隅佳子), 第6号:「学習情報データベースの理論と実際」(平沢茂・蛭田道春)「学習情報の提供と相談」(清原慶子), 第7号:「生涯学習におけるテレビ利用態度と視聴能力」(住岡英毅), 第8号:「住民の自己学習活動」(桜井通)「地域におけるメディアの利用」(平沢茂)「社会教育(行政)における学習課題・目標の設定とその学習プログラム化に関する一考察」(井上講四)「生涯教育の一方法としてのラボ・トレーニング」(坂口順治)「成人学習におけるプログラム(講座)編成の原則に関する一考察」(広渡修一)「青少年教育キャンプの組織化と教育効果の研究」(三浦清一郎・大島まな), 第9号:「『成人の学習要求と学習プログラムをめぐって』について」(新井郁男)「地域社会における情報提供の現状と課題」(塩崎千枝子)「コミュニティ・カレッジにおける地域社会のニーズと職業教育プログラム」(池沢政子), 第10号:「学習情報提供」(五十川隆夫)「学習情報提供の新しい動向」(市川昌)「成人余暇グループ活性化の要因についての一考察」(上條秀元), 第11号:「学習情報提供の現状と課題」(西村美東士) 第12号:「学習メニュー方式の現段階」(上條秀元・古市勝也・西川万丈), 第13号:「学習情報提供システムの活性化」(坂本徹)「主婦の再就職準備セミナー～女性のための職業計画プログラム～」(山本富士江), 第14号:「女性の社会参加能力育成プログラムの評価に関する研究」(葛原生子), 第15号:「生涯学習カリキュラム編成に影響を及ぼす要因」(和田ふゆ子)「生涯学習情報提供ネットワーク最適化の研究」(高橋利行), 第17号:「生

72 特集 生涯学習研究の課題を問う

涯学習プログラム編成の類型とその規定要因」(金藤ふゆ子), 第18号:「学習希望率, 学習内容, 方法・形態別ニーズの変化と学習機会の整備」(浅井経子)「成人の体系的学習支援システムの開発に関する研究」(神部純一), 第19号:「社会教育主事研修の方向と情報化による支援」(伊藤康志),

(注4) 日本生涯教育学会編『生涯学習事典』東京書籍, 1990年

(注5) 伊藤俊夫「学習方法とその活用」伊藤俊夫・山本恒夫編『生涯学習の方法』第一法規出版, 1993年, 33頁

(注6) 伊藤俊夫, 前掲, 41-2頁

(注7) 岡本包治「学習プログラム」日本生涯教育学会編『生涯学習事典』東京書籍, 1990年, 370頁

(注8) 岡本包治, 前掲, 370-375頁, 岡本包治編著『現代生涯学習全集4 生涯学習プログラムの開発』ぎょうせい, 1992年

(注9) 山本恒夫「生涯学習と学習方法」, 伊藤俊夫・山本恒夫編『生涯学習の方法』第一法規出版, 1993年, 2-16頁

(注10) 山本恒夫, 前掲, 16頁

(注11) 清原慶子「生涯学習とコミュニケーション」中森強編著『新現代図書館学講座15: コミュニケーション論』東京書籍, 1998年, 38-61頁, 清原慶子「情報社会における生涯学習メディアと教師」高桑康雄編著『教師とメディアの間 (シリーズ教育の間第7巻)』ぎょうせい, 1990年, 267-270頁

(注12) 郵政省通信政策局情報企画課監修『共生型情報社会の展望』NTT出版, 1996年11月

(注13) 清原慶子「家庭でのマルチメディア活用の実態と可能性」『教育と情報』1996年9月号, 12-18頁

(注14) 岡本薫『社会教育関係者のためのマルチメディア時代の著作権—「人権」を守るために—』(財) 全日本社会教育連合会, 1997年